

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (年月日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
モルディブ	モルディブ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とモルディブ共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な画政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	650,000千円 -----	2022.5.30 マレで (同日)	日本側 竹内みどり在モルディブ大使 モルディブ側 カリール外務担当国務大臣	2022.7.26 270号
モルディブ	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とモルディブ共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	117,000千円 2029.12.31まで	2022.6.13 マレで (同日)	日本側 竹内みどり在モルディブ大使 モルディブ側 アハマト・カリール外務担当国務大臣	2022.7.26 271号
モルディブ	モルディブ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とモルディブ共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な画政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	700,000千円 -----	2022.12.19 マレで (同日)	日本側 武井俊輔外務副大臣 モルディブ側 アハマト・カリール外務担当国務大臣	2023.4.24 163号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。